

吉井川水系自然再生計画について

令和7年10月9日

国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所

- 吉井川水系では、平成29年12月に「吉井川水系河川整備計画【国管理区間】」(以下、「河川整備計画」という)を策定した。
- 河川整備計画では、河川環境の整備と保全に関して、目標を記載している。

吉井川水系河川整備計画
【国管理区間】

平成 29 年 12 月

国土交通省中国地方整備局

4.河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

4.3.1 整備の目標

(1)自然環境

吉井川水系には、流れの速い浅瀬に存在するアユ産卵場や、アユモドキ、ゼゼラが生息する緩流域、ニホンイシガメ、トノサマガエルなど様々な水生生物が生息するワンド、湿地、水際植生、河口部の護岸部に広範囲にわたって見られるツメレンゲやツメレンゲを食草とするクロツバメシジミなど多様な自然環境が維持されている箇所が多く存在します。このため、治水対策を行う際は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖する区域の保全を図り、影響の低減に努めます。

また、アユモドキの生息環境の保全のため整備した産卵場及び隠れ場所について、今後も地域と連携し維持管理に努めます。

さらに、海浜植物やハクセンシオマネキ等の底生生物が生息・生育及び繁殖する干潟区間特有の河川環境を保全するため、干潟の維持に努めます。

加えて、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除を継続的に実施するとともに、アレチウリやオオクチバス、ブルーギル等の外来種の生息・生育状況のモニタリングを行い、関係機関への情報提供に努めます。

- 河川環境の整備と保全に関する実施事項においては、「干潟の維持、ヨシ原の復元を目的とした調査・検討を実施します」「河道掘削においては、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境となっているワンド・たまりの止水環境、湿地環境、瀬・淵を保全します」と記載。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育及び繁殖環境の整備と保全

河川整備にあたっては、動植物の生息・生育及び繁殖環境に配慮した多自然川づくりに努め、各箇所の特徴や生態系ネットワーク¹⁾にも配慮した河川整備を推進します。

吉井川水系には多様な自然環境が残り、多様な動植物が生息・生育及び繁殖していることから、これらの環境を保全し、次世代に引き継ぐため、吉井川水系の環境の特徴を把握・分析・評価し、河川整備を実施する際には、その影響を考慮します。また、河川環境を整備した後は必要に応じて地域住民や関係機関と連携して経過観察等を実施し、地域の計画やニーズを踏まえ吉井川とその周辺の良い河川環境との調和を図った維持・保全等を行います。具体策は以下のとおりです。

- ・ 河川水辺の国勢調査等の環境モニタリングを継続的に実施するとともに、河川整備にあたり、ツメレンゲ群落が広範囲に分布する範囲が築堤により改変されるため、移植による保全措置を講じます。また、アイアシ群集の一部の分布域においても築堤により改変されるため、移植による保全措置を講じます。なお、移植場所、移植方法については、学識者や関係機関と協議を行い検討します。
- ・ **乙子のヨシ原に代表される感潮区間特有の河川環境を保全するため、学識経験者等と連携し、ヨシ原の機能等を検証しつつ必要な保全措置を実施するとともに、干潟の維持、ヨシ原の復元を目的とした調査・検討を実施します。**
- ・ 国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息環境の再生を目的とした、学識経験者、地元関係者等による協議会で作成した「維持管理マニュアル」に基づき産卵場の維持管理を実施している地域住民への支援を行います。
- ・ **河道掘削においては、平水位以上の掘削を行うことにより多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境となっているワンド・たまりの止水環境、湿地環境、瀬・淵を保全します。**
- ・ 特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除を継続的に実施するとともに、アレチウリやオオクチバス、ブルーギル等の外来種の生息・生育状況のモニタリングを継続的に実施し、関係機関への情報提供を行います。

【昭和 23 年 撮影】



【平成 13～14 年 撮影】



写真 2.3.5 干潟の変遷

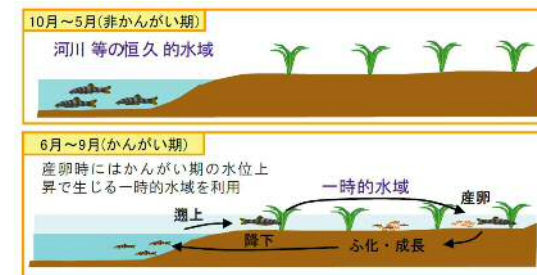


図 2.3.2 アユモドキの産卵場の整備

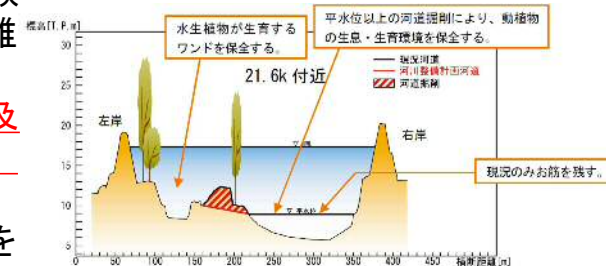


図 5.1.11 千棘地先他 整備断面のイメージ図

■自然再生計画とは

- ・自然環境の保全と整備に関する事項を実現するため、自然再生の必要性、目標、目標達成の方法、管理・モニタリング計画等を定めた計画。当計画に基づき、自然再生に係る事業（＝「自然再生事業」）を実施する。

■吉井川水系自然再生計画策定に必要な検討会の設置

1. 背景と課題

- ・平成29年12月に策定した河川整備計画では、「5. 河川整備の実施に関する事項」として、「干潟の維持、ヨシ原の復元を目的とした調査・検討を実施します」「河道掘削においては、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境となっているワンド・たまりの止水環境、湿地環境、瀬・淵を保全します」との記載がある。
- ・河川環境の整備と保全は、治水を目的とした整備・管理の中で基本的な行為として実施するとともに、**より積極的に対応すべき箇所については自然再生事業において対策を講じることが重要**とされる。
- ・令和6年5月に国土交通省水管理・国土保全局の設置する有識者検討会から「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」に関して提言が出され、その中で河川整備計画においては、「生物の生息・生育・繁殖の場」に関する**定量的な目標**を定め、河川環境の整備と保全、維持管理を実施することが示された。

2. 対応

- ・今後自然再生に関して実施する事項を検討し、**自然再生計画を令和7年度に作成する**。
- ・検討にあたっては、技術的なアドバイスや多様な意見を受ける場として、学識者、地域の代表者、行政等により構成する「**吉井川水系自然再生計画検討会**」（以下、「検討会」という）を設置する。

■吉井川水系自然再生事業の範囲

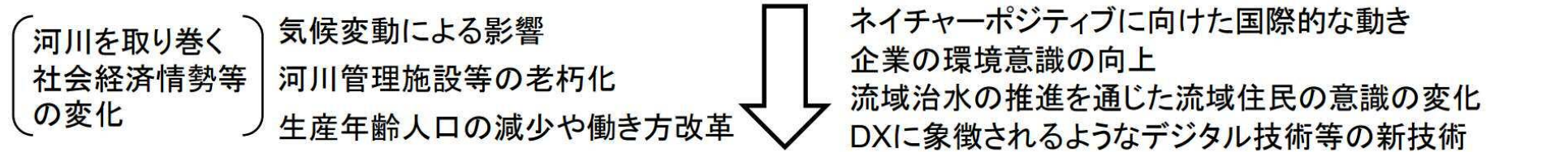
吉井川、金剛川の直轄管理区間を対象とする。

■吉井川水系自然再生事業の対象期間

令和9年度から概ね15年間とする。

現状

- 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
- 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要



今後の河川整備等のあり方

河川における取組	流域における取組
<p>(1) 河川環境の目標</p> <p>治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定 ・河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価 ・河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など 	<p>(1) 流域連携・生態系ネットワーク</p> <p>流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開 ・生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有 ・関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など
<p>(2) 生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出</p> <p>蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、モニタリング等を通じ順応的に管理 ・災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など 	<p>(2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり</p> <p>ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実 ・利用しやすい環境関連データの整備と情報発信 など

3. 吉井川水系自然再生計画に位置付ける内容

自然再生計画には、以下に示す項目と主な内容を記載する。

大項目	小項目	主な内容
第1章 吉井川流域の概要及び歴史的変遷	吉井川流域の概要	流域・氾濫域の概要 自然特性 主な洪水と治水対策
	吉井川水系の河川環境の変化	河道形状 動植物の確認状況の変遷 生物生息場の分布状況の変遷 縦断方向の連続性・横断方向の連続性 外来種の生息状況
第2章 吉井川の自然再生上の課題	河川環境の現状と課題	着目種、代表区間・保全区間等の選定 生物種の増減傾向と保全回復優先種の設定
	自然再生上の課題	吉井川の河川環境の現況評価と総合評価、方針
第3章 吉井川の自然再生目標	自然再生目標	河川環境区分別の保全対象種・環境保全・創出メニュー 自然再生目標
第4章 自然再生計画の事業内容	自然再生事業概要	自然再生目標に対応した事業内容
	自然再生事業の内容	対象種別の自然再生イメージ、事業実施箇所(案)
第5章 モニタリング計画	モニタリングの考え方・方針	自然再生事業のモニタリングの考え方
	モニタリングの内容	自然再生事業のモニタリングの内容
第6章 自然再生計画の推進体制と地域連携	基本的な考え方	自然再生を推進する体制に関する記述
	今後の進め方	今後の進め方

3. 吉井川水系自然再生計画検討会の今後の進め方

- ・ 検討会は令和7年度に合計3回、さらに現地見学会を1回予定している。
- ・ 検討会の各回では、自然再生計画の項目に対し、骨子、素案、最終案といった段階を提示し議論いただく。
- ・ 検討会での説明資料の内容を文書形式にとりまとめた計画資料は第3回の検討会で合わせて提示する。

目次構成	第1回検討会 【令和7年7月22日】	第2回検討会 【令和7年10月9日】	第3回検討会 【令和7年12月～1月頃】
第1章 吉井川流域の概要及び歴史的変遷	素案審議	修正案審議	最終案審議
第2章 吉井川の自然再生上の課題			
第3章 吉井川の自然再生目標			
第4章 自然再生計画の事業内容			
第5章 モニタリング計画	骨子提示	素案審議	
第6章 自然再生計画の推進体制と地域連携			

※: 現地見学会(令和7年8月頃)を実施し、現地の状況を確認する。【9月8日に実施済】

3. 吉井川水系自然再生計画検討会の今後の進め方

全体スケジュール(案)

- 検討会は令和7年度に3回、さらに現地見学会を1回予定している。
- 令和8年度に事業評価を実施し、令和9年度から事業を実施するために、令和7年度中の計画作成完了を目標とする。
- 本検討会と並行して国土技術政策総合研究所、土木研究所、本省等との協議を実施。

自然再生事業の全体スケジュール (案)

